

改正

平成25年6月公安委員会規則第5号
平成25年8月公安委員会規則第7号
平成25年11月公安委員会規則第8号
平成26年5月公安委員会規則第7号
平成29年3月公安委員会規則第2号
令和元年6月公安委員会規則第1号
令和2年9月公安委員会規則第8号
令和3年3月29日公安委員会規則第4号
令和4年3月30日公安委員会規則第7号
令和5年6月12日公安委員会規則第7号
令和7年3月7日公安委員会規則第5号

委託講習等の実施に関する規則をここに公布する。

委託講習等の実施に関する規則

委託講習の実施に関する規則（昭和49年4月青森県公安委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項の規定により委託して行う法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び法第108条の2第3項の規定により委託して行う講習（以下「委託講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）安全運転管理者等講習 法第108条の2第1項第1号に規定する講習をいう。
- （2）停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。
- （3）大型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、大型免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （4）中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、中型免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （5）準中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、準中型免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （6）普通車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、普通免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （7）大型二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、大型二輪免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （8）普通二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、普通二輪免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （9）原付講習 法第108条の2第1項第6号に規定する講習をいう。
- （10）大型旅客車講習 法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、大型第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （11）中型旅客車講習 法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、中型第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （12）普通旅客車講習 法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、普通第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （13）応急救護処置講習（1） 法第108条の2第1項第8号に規定する講習のうち、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- （14）応急救護処置講習（2） 法第108条の2第1項第8号に規定する講習のうち、大型第二種免許、

中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。

- (15) 指定自動車教習所職員講習（教習指導員） 法第108条の2第1項第9号に規定する講習のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第41条に定める教習指導員に対する講習をいう。
- (16) 指定自動車教習所職員講習（技能検定員） 法第108条の2第1項第9号に規定する講習のうち、施行令第41条に定める技能検定員に対する講習をいう。
- (17) 指定自動車教習所職員講習（副管理者） 法第108条の2第1項第9号に規定する講習のうち、施行令第41条に定める卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員に対する講習をいう。
- (18) 更新時講習 法第108条の2第1項第11号に規定する講習のうち、運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者に対する講習をいう。
- (19) 特定失効者講習 法第108条の2第1項第11号に規定する講習のうち、特定失効者に対する講習をいう。
- (20) 特定取消処分者講習 法第108条の2第1項第11号に規定する講習のうち、特定取消処分者に対する講習をいう。
- (21) 高齢者講習 法第108条の2第1項第12号に規定する講習のうち、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対するもの及び法第101条の7第4項の規定により行うものをいう。
- (22) 特定失効者講習（70歳以上） 法第108条の2第1項第12号に規定する講習のうち、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者に対する講習をいう。
- (23) 特定取消処分者講習（70歳以上） 法第108条の2第1項第12号に規定する講習のうち、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定取消処分者に対する講習をいう。
- (24) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に規定する講習をいう。
- (25) 特定任意高齢者講習 法第108条の2第2項に規定する講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習等規則」という。）第1条で定める基準に適合する講習をいう。
- (26) 特定任意講習 法第108条の2第2項に規定する講習のうち、講習等規則第2条で定める基準に適合する講習をいう。
- (27) 受託者 公安委員会から委託を受けて認知機能検査又は委託講習（以下「講習等」という。）を実施する者をいう。
- (28) 認知機能検査員 認知機能検査に従事する者をいう。
- (29) 講習指導員 委託講習に従事する者のうち受託者から選任されたものをいう。
- (30) 講師 委託講習に従事する者のうち受託者から委嘱されたものをいう。

（講習等の委託要件）

第3条 公安委員会は、別表第1の上欄に掲げる講習等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる委託要件を満たす法人に講習等の実施を委託することができる。

2 公安委員会が講習等の実施を委託することができる法人が置くべき認知機能検査員及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の3ただし書の国家公安委員会規則で定める講習における講習指導員の必要数は、次に定めるところによる。

- (1) 認知機能検査 認知機能検査員2人以上
- (2) 停止処分者講習 停止処分者講習に係る講習指導員6人以上
- (3) 高齢者講習 高齢者講習に係る講習指導員2人以上
- (4) 違反者講習 違反者講習に係る講習指導員2人以上

（講習指導員等の要件）

第4条 認知機能検査員、講習指導員又は講師（以下「講習指導員等」という。）は、別表第2の上欄に掲げる講習等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる講習指導員等の要件を満たす者とする。

（講習指導員等の選任等の報告）

第5条 受託者は、次の各号に該当する講習指導員等を選任又は委嘱したときは、当該各号に掲げる報告書を、講習指導員等の要件を満たす者であることを証する書類の写しを添付の上、公安委員会

に提出するものとする。

- (1) 認知機能検査員を選任したとき 認知機能検査員選任報告書（別記様式第1号）
 - (2) 講習指導員を選任したとき 講習指導員選任報告書（別記様式第2号）
 - (3) 講師を委嘱したとき 講師委嘱報告書（別記様式第3号）
- （講習指導員等の解任等）

第6条 受託者は、講習指導員等が運転免許の行政処分を受け、又は講習指導員等として適当でないと認められる事由が生じたことにより、認知機能検査員及び講習指導員を解任し、若しくは必要と認める期間、講習等に従事することを禁止したとき、又は講師の委嘱を取り消し、若しくは必要と認める期間、講師として従事することを禁止したときは、講習指導員等解任等届出書（別記様式第4号）により、公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、講習指導員等が運転免許の行政処分を受け、又は講習指導員等として適当でないと認められる事由を認知したときは、受託者に対し、当該講習指導員等について前項に規定する解任等の措置をとることを勧告するものとする。

（提出書類）

第7条 受託者は、別表第3の上欄に掲げる講習等の区分に応じ、同表下欄に掲げる書類を作成し、公安委員会に提出するものとする。

（委任）

第8条 この規則の施行に関して必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の委託講習の実施に関する規則（昭和49年4月青森県公安委員会規則第4号）第4条の規定により講習指導員又は委嘱講師として承認されている者については、改正後の委託講習等の実施に関する規則（平成23年12月青森県公安委員会規則第9号）第5条第2項に規定する公安委員会の承認を受けたものとみなす。

附 則（平成25年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第7号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年公安委員会規則第7号）

1 この規則中第1条の規定は平成26年6月1日から、第2条の規定は同年5月20日から施行する。

2 第2条の規定の施行前に委託講習等の実施に関する規則第2条第27号に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）附則第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2又は第211条第2項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者に対する第2条の規定による改正後の委託講習等の実施に関する規則別表第2停止処分者講習の項第3号ハ、指定自動車教習所職員講習（教習指導員）の項第2号ニ、指定自動車教習所職員講習（副管理者）の項第2号ハ、高齢者講習又は特定失効者講習（70歳以上）の項第3号ハ、違反者講習の項第3号ハ及び特定任意高齢者講習（簡易講習（75歳未満））、特定任意高齢者講習（簡易講習（75歳以上））、特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（75歳未満））又は特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（75歳以上））の項第3号ハの規定の適用については、これらの規定中「第6条まで」とあるのは、「第6条までの罪、同法附則第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。

附 則（平成29年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和２年公安委員会規則第８号）

この規則は、令和２年９月２日から施行する。

附 則（令和３年３月29日公安委員会規則第４号）

（施行期日）

第１条 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２ 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年３月30日公安委員会規則第７号）

この規則は、令和４年５月13日から施行する。ただし、別記様式第６号から別記様式第10号及び別記様式第24号の改正規定は、同年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月12日公安委員会規則第７号）

この規則は、令和５年７月１日から施行する。ただし、第１条中青森県道路交通規則第４条第１項第３号の改正規定（「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める部分に限る。）及び同規則第12条第３号の改正規定（「自転車」を「自動車」に改める部分に限る。）並びに第２条の改正規定（別表第１及び別表第２中原付講習の項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月７日公安委員会規則第５号）

（施行期日）

第１条 この規則は、令和７年３月24日から施行する。

（経過措置）

第２条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２ 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第１（第３条関係）

講習等の区分	委託要件
認知機能検査	１ 認知機能検査を行うために必要な建物、視聴覚器材その他の設備を確保していること。 ２ 認知機能検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理その他の事務を適正かつ確実に行う組織及び能力を有していること。 ３ 公安委員会から、高齢者講習、特定失効者講習（70歳以上）又は特定取消処分者講習（70歳以上）の実施に係る委託を受けていること。
安全運転管理者等講習	講習を行うために必要な建物、視聴覚教材その他の設備を確保していること。
停止処分者講習	１ 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。 ２ 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
大型車講習	１ 講習を行うために必要な建物、コース、大型（貨物）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 ２ 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
中型車講習	１ 講習を行うために必要な建物、コース、中型（貨物）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 ２ 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
準中型車講習	１ 講習を行うために必要な建物、コース、準中型（貨物）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。

	2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
普通車講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、普通（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
大型二輪車講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、大型自動二輪車、運転シミュレーター（二輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
普通二輪車講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、普通自動二輪車、運転シミュレーター（二輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
原付講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、一般原動機付自転車、運転シミュレーター（二輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
大型旅客車講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、大型（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
中型旅客車講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、中型（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
普通旅客車講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、普通（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
応急救護処置講習（１）又は応急救護処置講習（２）	講習を行うために必要な建物、模擬人体装置、その他の設備を確保していること。
指定自動車教習所職員講習（教習指導員）又は指定自動車教習所職員講習（技能検定員）	1 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
指定自動車教習所職員講習（副管理者）	講習を行うために必要な建物、視聴覚教材その他の設備を確保していること。
更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習	講習を行うために必要な建物、視聴覚教材その他の設備を確保していること。
高齢者講習又は特定失効者講習（70歳以上）	1 講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
違反者講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、

	運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
特定任意高齢者講習	1 講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 2 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
特定任意講習	講習を行うために必要な建物、運転適性検査器材その他の設備を確保していること。

別表第2（第4条関係）

講習等の区分	講習指導員等の要件
認知機能検査	次の各号のいずれにも該当する者 1 21歳以上の者 2 認知機能検査の実施に関し、次のいずれかに該当する者 イ 検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う講習を受講した者 ロ 検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者
安全運転管理者等講習	講習科目、内容等に応じ、専門的な知識、能力及び経験を有する者
停止処分者講習	次の各号のいずれにも該当する者 1 25歳以上の者 2 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者 3 次のいずれにも該当しない者 イ 法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者 ロ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 4 次のいずれにも該当する者 イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。 （1）運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者 （2）公安委員会が運転適性に関する業務に関し、（1）に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 ロ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者 （1）普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に

	関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの (2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員については、大型自動車二輪車若しくは普通自動車二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動車二輪車若しくは普通自動車二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの (3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 5 次のいずれかに該当する者 イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者 ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を終了した者
大型車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「平成16年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを修了した者であって、次のいずれかに該当するもの イ 道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の法（以下「平成5年改正前の法」という。）第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者 ロ 平成16年改正法による改正前の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者 3 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程（以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。）で大型免許に係るものを修了した者であって、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
中型車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者 2 みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者 3 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
準中型車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により教

	習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第4条第1項の規定により公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの 3 平成27年改正法による改正後の法第99条の3第4項第1号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
普通車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者 2 みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者 3 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
大型二輪車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者 2 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
普通二輪車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者 2 みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者 3 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則第9条の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている者 4 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
原付講習	次の各号のいずれにも該当する者 1 21歳以上の者 2 一般原動機付自転車を運転することができる運転免許を現に受けている者で、当該免許を受けていた期間（運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のもの 3 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者 4 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分（以下「行政処分」という。）を受けたことがない者 5 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適

	当でないと思えられる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者 6 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者又は現に起訴されていない者 7 その他人格、識見ともに優れ、原付講習指導員としてふさわしい者
大型旅客車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型二種）の交付を受けている者 2 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
中型旅客車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型二種）の交付を受けている者 2 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
普通旅客車講習	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通二種）の交付を受けている者 2 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
応急救護処置講習（1）又は応急救護処置講習（2）	講習に対応した免許に係る応急救護処置指導員として、公安委員会から認定された者
指定自動車教習所職員講習（教習指導員）	次の各号のいずれかに該当する者 1 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証の交付を受けている者で、実務経験が豊富で、指導力に優れたもの 2 教育学、心理学等の専門的な知識を有する者で、次のいずれにも該当しないもの イ 法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項第2号又は第3号に該当して法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者 ロ 過去3年以内に法第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者 ハ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（ハに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

指定自動車教習所 職員講習（技能検定 員）	次のいずれかに該当する者 1 施行規則第24条第8項に規定する公安委員会の指定を受けた警察職員 2 法第99条の2第4項の規定により技能検定員資格者証の交付を受けている者で、実務経験が豊富で、指導力に優れたもの
指定自動車教習所 職員講習（副管理 者）	次のいずれかに該当する者 1 法第99条第1項に規定する指定自動車教習所の管理者 2 管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者で、次のいずれにも該当しないもの イ 過去3年以内に法第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者 ロ 法第117条の2第2項第1号若しくは第2号の罪、法第117条の2の2第1項第9号若しくは第2項の罪、法第118条第2項第3号若しくは第4号の罪、法第119条第2項第4号の罪又は法第119条の2の4第2項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
更新時講習、特定失 効者講習又は特定 取消処分者講習	自動車等の運転経歴、交通安全に関する業務の経歴等を考慮し、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有すると認められる者
高齢者講習、特定失 効者講習（70歳以 上）又は特定取消処 分者講習（70歳以 上）	次の各号のいずれにも該当する者 1 21歳以上の者 2 講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。） 3 次のいずれにも該当しない者 イ 法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者 ロ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 4 次のいずれにも該当する者 イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。 （1） 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者 （2） 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、（1）に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 ロ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれか

	に該当する者 (1) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの (2) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 5 次のいずれかに該当する者（ただし、令和4年5月13日前にイに該当し、又は令和4年3月31日以前にロに該当したことによって高齢者講習指導員の要件を充足した者については、運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。） イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者 ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者
違反者講習	次の各号のいずれにも該当する者 1 25歳以上の者 2 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者 3 次のいずれにも該当しない者 イ 法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者 ロ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 4 次のいずれにも該当する者 イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。 (1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者 (2) 公安委員会が運転適性に関する業務に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 ロ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者 (1) 普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの (2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員については、大型自動

	二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの (3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 5 次のいずれかに該当する者 イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者 ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を終了した者
特定任意高齢者講習	次の各号のいずれにも該当する者 1 21歳以上の者 2 講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。） 3 次のいずれにも該当しない者 イ 法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者 ロ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 4 次のいずれにも該当する者 イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。 (1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験がおおむね1年以上ある者 (2) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 ロ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者 (1) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの (2) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者 5 次のいずれかに該当する者（ただし、令和4年5月13日前にイに該当し、又は令和4年3月31日以前にロに該当したことによって高齢者講習指導員

	の要件を充足した者については、運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。) イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者 ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和３年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者
特定任意講習	自動車等の運転経歴、交通安全に関する業務の経歴等を考慮し、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有すると認められる者

別表第３（第７条関係）

講習等の区分	書類
認知機能検査	１ 認知機能検査実施計画書（別記様式第５号） ２ 認知機能検査実施結果報告書（別記様式第５号の２）
安全運転管理者等講習	１ 委託講習資金計画書（別記様式第６号） ２ 委託料収支計算書（別記様式第７号） ３ 安全運転管理者等講習月間実施結果報告書（別記様式第８号） ４ 安全運転管理者等講習実施結果報告書（別記様式第９号） ５ 安全運転管理者等講習受講申請書送付書（別記様式第１０号）
停止処分者講習	１ 停止処分者講習実施結果報告書（別記様式第１１号） ２ 考査実施結果報告書（別記様式第１２号）
大型車講習	大型車講習終了報告書（別記様式第１３号）
中型車講習	中型車講習終了報告書（別記様式第１４号）
準中型車講習	準中型車講習終了報告書（別記様式第１４号の２）
普通車講習	普通車講習終了報告書（別記様式第１５号）
大型二輪車講習	大型二輪車講習終了報告書（別記様式第１６号）
普通二輪車講習	普通二輪車講習終了報告書（別記様式第１７号）
原付講習	原付講習終了報告書（別記様式第１８号）
大型旅客車講習	大型旅客車講習終了報告書（別記様式第１９号）
中型旅客車講習	中型旅客車講習終了報告書（別記様式第２０号）
普通旅客車講習	普通旅客車講習終了報告書（別記様式第２１号）
応急救護処置講習（１）	応急救護処置講習（１）終了報告書（別記様式第２２号）
応急救護処置講習（２）	応急救護処置講習（２）終了報告書（別記様式第２３号）
指定自動車教習所職員講習（教習指導員）、指定自動車教習所職員講習（技能検定員）又は指定自動車教習所職員講習（副管理者）	１ 指定自動車教習所職員講習実施計画書（別記様式第２３号の２） ２ 指定自動車教習所職員講習受講申請書送付書（別記様式第２３号の３） ３ 指定自動車教習所職員講習実施結果報告書（別記様式第２３号の４）
更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習	更新時・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第２４号）
高齢者講習、特定失効者講習（７０歳以上）又は特定取消処分者講習（７０歳以上）	１ 高齢者講習実施計画書（別記様式第２５号） ２ 高齢者講習実施結果報告書（別記様式第２６号）
違反者講習	違反者講習実施結果報告書（別記様式第２７号）
特定任意高齢者講習	特定任意高齢者講習実施結果報告書（別記様式第２８号）
特定任意講習	特定任意講習実施結果報告書（別記様式第２９号）

別記様式第１号（第５条関係）

第 号 年 月 日 青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 認知機能検査員選任報告書 下記の者を認知機能検査員に選任したので報告する。 記	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
職 歴 の 概 要	
資 格 、 免 許	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第2号（第5条関係）

第 号 年 月 日 青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 講習指導員選任報告書 下記の者を する。 指導員に選任したので報告 記	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
職 歴 の 概 要	
資 格 、 免 許	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第3号（第5条関係）

第 号 年 月 日 青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 講 師 委 嘱 報 告 書 下記の者を 講習の講師として委嘱したので報告する。 記	
住 所 職 業 (勤 務 先) 氏 名 生 年 月 日	
委 嘱 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
経 歴	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
別記様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号 年 月 日 青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 講習指導員等解任等届出書 下記のとおり講習指導員等を解任・業務禁止・委嘱の取消しとしたので届け出します。 記	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	
解任等に係る講習指導員等の種類	
処 分 内 容	・解 任 ・業務禁止 (年 月 日から 年 月 日まで) ・委嘱の取消
処 分 理 由	
備 考	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 該当部分を○で囲み、業務禁止の場合は、()内に当該処分の始期及び終期を記載すること。

別記様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

認知機能検査実施計画書

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施について、
下記のとおり計画したので報告します。

記

実 施 日	開 始 時 間	実 施 日	開 始 時 間
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第5号の2（第7条関係）

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

認知機能検査実施結果報告書

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第7条関係）

					第 号
					年 月 日
青森県公安委員会 殿					受託法人代表者職名
委託講習資金計画 (年度)					
収 入 総 額					
支 出 総 額					
差 引 残 額					
収 入 の 部					
科 目	予 算 額	前年度決算額	増 減 (△)	摘 要	
委 託 料					
雑 収 入					
合 計					
支 出 の 部					
科 目	予 算 額	前年度決算額	増 減 (△)	摘 要	
合 計					

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 会計収支予算内訳書を添付すること。
別記様式第7号（第7条関係）

					第 号
					年 月 日
青森県公安委員会 殿					
					受託法人代表者職名
委託料収支計算 (年度)					
収 入 総 額					
支 出 総 額					
差 引 残 額					
収 入 の 部					
科 目	予 算 額	収 支 済 額	増 減 (△)	摘 要	
委 託 料					
雑 収 入					
合 計					
支 出 の 部					
科 目	予 算 額	収 支 済 額	増 減 (△)	摘 要	
合 計					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第8号（第7条関係）

第 号					
年 月 日					
青森県公安委員会 殿					
受託法人代表者職名					
安全運転管理者等講習月間実施結果報告書（ 年 月）					
講習実施回数	回				
受講者総数	人				
講習手数料	円				
講習実施月日	開催地	学級別受講者数（人）			
					計
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

安全運転管理者等講習実施結果報告書（ 年度）

区分 署名	受講対象者数		受講者数		受講率		未受講者数	
	正管理者	副管理者	正管理者	副管理者	正管理者	副管理者	正管理者	副管理者
青 森								
八 戸								
弘 前								
五所川原								
十 和 田								
三 沢								
黒 石								
む つ								
野 辺 地								
つ が る								
三 戸								
鱒 ケ 沢								
青 森 南								
七 戸								
外 ケ 浜								
五 戸								
大 間								
計								

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 警察署別に未受講者名簿を作成し添付すること。

別記様式第10号（第7条関係）

第 号 年 月 日 青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 安全運転管理者等講習受講申請書送付書 年 月 日 会場で実施した 学級において受理した安全運転管理者等講習受講申請書を送付します。			
記			
件 数	件	証紙金額合計	円
警 察 署 名		受 講 者 数	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 学級名を記載すること。
別記様式第11号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

考 査 実 施 結 果 報 告 書

道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習の考查結果は、
下記のとおりであるから答案用紙を添えて報告します。

記

講 習 年 月 日						
講 習 会 場						
講 習 指 導 員						
考 査 実 施 結 果						
講習区分	処分日数	優	良	可	不可	計
		3 6 ～ 4 2	3 0 ～ 3 5	2 1 ～ 2 9	0 ～ 2 0	
短期	3 0 日					
中期	6 0 日					
	9 0 日					
長期	1 2 0 日					
	1 5 0 日					
	1 8 0 日					
合 計						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第13号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

大型車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第14号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

中型車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第14号の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

準中型車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第15号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

普通車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第16号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

大型二輪車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第5号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番 号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第17号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

普通二輪車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第5号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番 号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第18号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

原 付 講 習 終 了 報 告 書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番 号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第19号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

大型旅客車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第7号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番 号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第20号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

中型旅客車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第7号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番 号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第21号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

普通旅客車講習終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第7号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第22号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

応急救護処置講習(一)終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第8号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番 号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第23号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

応急救護処置講習(二)終了報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第8号に規定する講習を終了したことを報告する。

記

終了証明書 番号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第23号の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

指定自動車教習所職員講習実施計画書

指定自動車教習所職員講習の実施計画を下記のとおり報告します。

記

講習区分	実施年月日	時間	場 所	講習事項	講師等

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
別記様式第23号の3（第7条関係）

道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所職員講習（ ）を終了したので報告します。

記

[illegible]

備考1 講習事項及び各教習所の未受講者名簿を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第24号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

更新時・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果報告書（ 年 月）

区分 場所	優良運転者講習			一般運転者講習			違反運転者講習			初回運転者講習			合 計		
	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数
免許センター															
八 戸 試 験 場															
弘 前 試 験 場															
む つ 試 験 場															
五 所 川 原															
十 和 田															
三 沢															
合 計															

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第25号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

高齢者講習実施計画書

道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習の実施について、下記のとおり計画したので報告します。

記

実 施 日	区 分	開 始 時 間	受講可能人数
月 日 ()	実車指導あり	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
	実車指導なし	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
月 日 ()	実車指導あり	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
	実車指導なし	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
月 日 ()	実車指導あり	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
	実車指導なし	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
月 日 ()	実車指導あり	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
	実車指導なし	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
月 日 ()	実車指導あり	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
	実車指導なし	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
月 日 ()	実車指導あり	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人
	実車指導なし	午前 時 分から	人
		午後 時 分から	人

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第26号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

高齢者講習実施結果報告書（実車指導あり・実車指導なし）

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を終了したので報告します。

記

終了証明書 番 号	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別	免 許 種 類	免許証の番号又は 免許情報記録の番号

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 実車指導の有無について、（ ）内の該当する箇所を丸印で囲むこと。
別記様式第27号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

違反者講習実施結果報告書（ ）

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を終了したので報告します。

記

番号	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別	免 種 許 類	免許証の番号又は 免許情報記録の番号	通 知 番 号

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 () には、社会参加活動を含む講習又は社会参加活動を含まない講習の別を記載すること。

別記様式第28号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

特定任意高齢者講習実施結果報告書（実車指導あり・実車指導なし）

下記の者について、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習を終了したので報告します。

記

終了証明書 番号	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別	免 許 種 類	免許証の番号又は 免許情報記録の番号

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 実車指導の有無について、() 内の該当する箇所を丸印で囲むこと。
別記様式第29号（第7条関係）

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名

特定任意講習実施結果報告書

下記の者について、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習を終了したので報告します。

記

終了証明書 番 号	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別	免 許 種 類	免許証の番号又は 免許情報記録の番号	通知 番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。